

自家用電気工作物保安業務仕様書

自家用電気工作物保安業務（以下「業務委託」という。）は、電気事業法（昭和39年法律170号）、同施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）及び保安業務受託規定（通商産業大臣承認41 公第1767号）（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1. 業務概要（業務の範囲）

- 1) 月次点検（需要設備については月1回、発電所については月2回）、年次点検（年1回）、臨時点検（必要時）とし、巡視点検、測定及び試験結果、通商産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導または助言を行うものとする。
- 2) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止に努めるべき措置を指導又は助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続の指導を行うものとする。
- 3) 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立ち合いを行うものとする。

2. 業務委託実施に当たっての一般留意事項

- 1) 受託者が業務委託の実施に当たり必要とする機器及び消耗品は、受託者の負担とする。
- 2) 受託者は、業務委託の実施に当たっては、当組合と協議し当該施設の運営に支障をきたさないように十分注意しなければならない。

3. 連絡責任者等

- 1) 受託者は、この業務委託の実施にあたり連絡責任者及び代務者を定めその氏名、連絡方法等を委託者に提出しなければならない。
- 2) 前項の連絡責任者等は電気主任技術者免状を所有する者でなければならない。
- 3) 業務実施時には、常に身分証明書を携行し、委託者から提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

4. 点検等の実施時間

この業務委託に係る点検等の実施は、原則として平日の午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。

5. 事故発生の際の措置

受託者は、自家用及び一般用電気工作物に事故が生じた場合は必要な措置をとるほか、委託者に応急処置の方法について指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止のためにとるべき措置を指示し、又は助言し、かつ、必要に応じて精密検査を実施するものとする。

6. 電気工作物検査官による検査

- 1) 電気事業法第104条に規定する電気事業検査官による検査が実施されることとなった場合は、受託者は、提出書類を作成し、及び検査に立ち合いしなければならない。

2)受託者は、前項の提出書類を作成した場合は、提出前に当組合の承認を受けなければならない。

7. 葬祭場自家用電気工作物設備概要

需要設備	容量	300KVA	電圧	6,600V
非常用予備発電設備	容量	200KVA	電圧	200V